

行政会議次第

令和3年4月5日
政策会議室
各執務室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 報告事項

都市戦略本部 ・押印手続の見直しについて
・平成27年さいたま市産業連関表の公表について

総 務 局 ・令和3年度係長級昇任試験の実施について
・被災自治体への職員派遣について
・地域防災計画の改定について

財 政 局 ・令和3年度予算執行に関する運用方針について

市 民 局 ・さいたま市犯罪被害者等支援条例について

保健福祉局 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業について

4 そ の 他

5 閉 会

行政会議発言要旨

◎市長あいさつ

4月1日付け人事異動にともない、ご紹介のありました通り、新たに12人の方々を行政会議メンバーとしてお迎えしました。

新年度は、本市誕生20周年の節目の年となります。そして、市制施行日である5月1日を「市民の日」として決めました。各局区においては、この節目を、本市の魅力を市内外へ発信できる絶好の機会と捉え、「ありがとう20周年 ともに未来へ」をキャッチフレーズに、市民の市への愛着や誇りを醸成できるような施策・事業を積極的に推進していただくようお願いします。

また、市政運営の最も基本的かつ総合的な指針となる、新たな総合振興計画「2030さいたま輝く未来と希望(ゆめ)のまちプラン」がスタートしました。計画の着実な実行に向けて、初年度である今年度は非常に重要な1年となります。各局区においては、計画の推進にしっかり取り組むようお願いします。

さて、先月21日をもって、本市を含む1都3県に発令されていた「緊急事態宣言」が解除されました。しかしながら、本市の新型コロナウイルス新規陽性者数は下げ止まりの状態が続いており、私としても強い危機感を持って対応しているところです。こうした中、今月12日以降に、高齢者施設の入所者等へのワクチン接種を開始します。その後、ワクチンの供給動向を注視しながら、順次、医療機関での個別接種、区役所等での集団接種を開始していきます。全庁をあげての取組となりますが、まずは関係局区においては、遅延なく進められるよう、万全の準備で業務にあたってください。

また、「職員感染予防ガイドライン」に基づき、引き続き、組織としての基本的な感染予防対策に加え、職員一人ひとりが高い意識をもって、公務内外を問わず、感染拡大防止に取り組むよう強くお願いします。

◎報告事項

〔都市戦略本部〕

●押印手続の見直しについて(行財政改革推進部)

市に提出する申請書等の押印手続については、対象となる手続の99.8%にあたる3,201件を4月1日から廃止しました。改めて職員の皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、申請窓口等での市民の皆様への周知について、重ねて御協力をお願いします。

押印手続の見直しは、新しい時代に対応した行政運営の一つである窓口手続オンライン化拡充の第1歩となるものです。

市民サービスの更なる向上に向けて、DX推進本部の取組を推進しますので、引き続き皆様の御協力をお願いします。

●平成27年さいたま市産業連関表の公表について(デジタル改革推進部)

産業連関表とは、一定地域の一定期間における経済活動を一覧表にしたもので、国、全都道府県、約8割の政令指定都市で作成しています。

今回の「平成27年さいたま市産業連関表」は、3月26日付けで市ホームページに公表しました。

この表を活用することで、経済構造の把握や経済波及効果の分析が可能となります。是非、ご活用ください。

〔総務局〕

●令和3年度係長級昇任試験の実施について(人事課)

挑戦する意欲を持つ職員のモチベーション向上と組織の活性化を目的として、今年度も「係長級昇任試験」を実施します。昇任試験の対象職級は、係長級(3級)への昇任とし、対象職種は「行政事務、福祉、技術職、

消防」の計 12 職種とします。試験日は、第 1 次試験が令和 3 年 11 月 7 日(日)、第 2 次試験が令和 3 年 12 月下旬以降を予定しています。詳細は、4 月下旬に、試験の実施通知及び実施概要により、全庁に周知する予定です。

●被災自治体への職員派遣について(防災課)

近年、全国的に災害による大きな被害が発生し、令和元年には本市からも被災自治体へ応援職員を派遣しました。

災害発生時の他自治体への応援職員派遣については、全国的な支援の枠組みとして、総務省の応急対策職員派遣制度等により、支援する自治体を決定し、被災自治体のニーズに応じて応援職員を派遣することとなっています。

大規模災害時には、必要に応じて各局・区から応援職員を募り、速やかに応援職員を派遣することとなりますので、引き続き御協力をお願いします。

●地域防災計画の改定について(防災課)

地域防災計画は、この度、全編にわたる改定を行い、令和 3 年 4 月 1 日に施行しました。

主な変更点は、医療救護所の設置について、震度 6 弱以上の地震発生した場合に、必要に応じて医療機関の敷地内に設置することとしました。

地震発生時の配備体制は、県の計画やこれまでの施設の被害状況等を鑑み、震度 4 の災害警戒本部設置の準備体制を廃止し、震度 5 弱で災害警戒本部を設置、震度 5 強以上で災害対策本部を設置することとしました。

また、応援職員の受入れ等を行う受援体制について、各部署で要請等の受援業務を行うこととしていましたが、これに加えて、総合的な受援対応・調整を行う受援チームを設置することとしています。

〔財政局〕

●令和 3 年度予算執行に関する運用方針について(財政課)

本方針について、4 月 1 日付けで各局・区長あてに通知しました。

令和 3 年度予算の執行に当たっては、新たな総合振興計画の計画初年度として、全ての事務事業について、目標達成に向けた計画的かつ効率的な執行をお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症への対応については、執行段階においても引き続き、感染症の感染状況等に十分留意しながら、機動的かつ弾力的な対応に努めていただきますようお願いします。

また、DXの推進等による業務効率化など、行政経費の節減に努めるとともに、常に費用対効果を検証し、事業の実施手法の見直しについても、不断の努力をお願いします。

〔市民局〕

●さいたま市犯罪被害者等支援条例について(市民生活安全課)

令和 3 年 4 月 1 日から「さいたま市犯罪被害者等支援条例」の施行に伴い、犯罪被害者等の方へ見舞金や日常生活に関する支援をそれぞれ実施します。

また、「さいたま市犯罪被害者等相談専用ダイヤル」を 4 月 1 日から開設するなど、相談体制を拡充しました。

犯罪被害者の方が窓口等に訪れた際にはご案内していただきますようお願いします。

なお、犯罪被害者等支援につきましては、各局・区の連携が必要になりますので、御協力をお願いします。

〔保健福祉局〕

●新型コロナウイルスワクチン接種事業について(新型コロナウイルスワクチン対策室)

新型コロナウイルスワクチン接種は、16歳以上の全市民を対象に接種する大規模な事業となります。

現在、医療従事者接種が進められ、次の順位となる65歳以上の高齢者約30万人用のワクチンが本市にも4月中に約1,500人分届く予定です。

ワクチン供給量が限定的であるため、高齢者施設入所者・入居者を対象に、4月12日の週から接種を開始し、その後、個別接種、集団接種へと進めます。

集団接種会場は、10区役所を中心に開催しますので、各区副区長をリーダーとした新体制での組織で、準備をいただきますようお願いします。

また、区役所以外の公共施設や民間施設については、区以外の全庁の皆様にも御協力をいただきたいと思いますと考えています。

◎その他

〔市長〕

保健福祉局長から話があったとおり、この新型コロナウイルスワクチン接種事業は、感染防止対策の切り札と言うべき重要な取り組みで、私も毎週、報告を受けています。

これまでの新型コロナ対応でも、全庁の職員が様々な対応をしていることに、感謝をしているところですが、このワクチン接種事業や保健所への職員動員も含めて、今一度、全職員が一丸となって協力していただくようお願いいたします。

〔総務局〕

新型コロナウイルスについては、先の緊急事態宣言は解除されましたが、全国的にも感染の再拡大が広がっており、引き続き予断を許さない状況にあります。

職員の感染を防止し、安定的な行政サービスの提供を確保して行くため、新年度の開始に当たり、改めて職員感染防止ガイドラインに基づく感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。

併せて、感染防止対策の観点から、歓送迎会や多人数での会食等は自粛するよう周知をお願いします。このことは、厚生労働省や他団体における事例が報道されるなど社会的関心も高いところでもあります。本市としても、市民の皆さんに自粛を呼び掛けているところでもあることから、公務を担う職員としての自覚ある行動をとるよう、すべての所属職員に周知徹底をお願いいたします。

また、新規採用職員が1日から配属となっております。入庁式において、ガイドラインの基本的な感染予防策をまとめた「新たにさいたま市職員となった皆さんへ」を配布し、周知をしたところですが、各所属長からも、新規採用職員に対しまして感染防止の指導をしていただくよう重ねてお願いします。

◎次回の行政会議

次回、令和3年度第2回は、5月6日(木)午前10時です。

令和3年度 第1回 行政会議



- 押印手続の見直しについて
- 平成27年さいたま市産業連関表の公表について
- 令和3年度係長級昇任試験の実施について
- 被災者自治体への職員派遣について
- 地域防災計画の改定について
- 令和3年度予算執行に関する運用方針について
- さいたま市犯罪被害者等支援条例について
- 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

令和3年4月5日(月)

【都市戦略本部】

平成27年さいたま市産業連関表

の公表について

- ◆ この表は、1年間(平成27年)における本市の経済活動を一覧表としてとりまとめたものです。(下図を参照)
- ◆ タテ方向(列)に見ると原材料等を“どれだけ買ったか”が、ヨコ方向(行)に見ると生産物を“どれだけ売ったか”がわかります。

- ◆ この表を活用すると、経済構造の把握や経済波及効果の分析が可能となります。
- ◆ 詳細については、市ホームページをご覧ください。

		内生部門				外生部門			市内生産額
		中間需要			計	最終需要	移転	移入	A+B-C
		供給部門(買い手)			A	消費	在庫	輸出	B
		需要部門(売り手)							C
内生部門	中間投入	1 農林漁業	2 鉱業	3 製造業					
	租付加価値								
	計	D							
	市内生産額	D+E							
外生部門	雇用者所得								
	営業余剰								
	計	E							
	市内生産額	D+E							

注: 黄色いセルは「ヨコ方向(行) 生産物の販路構成(産出)」、青いセルは「タテ方向(列) 原材料等の費用構成(投入)」を示す。

【都市戦略本部】

押印手続の見直しについて



「申請書等の押印見直し指針」に基づいて押印を見直した件数 (令和3年4月1日現在)

1 対象

市民・事業者が窓口へ提出する申請書・届出書・報告書等

2 件数

対象となる手続数 3,206件

見直し完了件数 3,201件 (割合 99.8%)



3 整備規則・要綱の制定

令和3年4月1日施行 (令和3年3月31日公布)

「押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則」

「押印を求める手続の見直しのための関係要綱の整備に関する告示」

【総務局】

令和3年度係長級昇任試験の実施について

- ・ 職種：行政事務、福祉、技術職、消防 (計12職種)
- ・ 職級：係長級 (3級職)
- ・ 対象：令和4年4月1日現在で2級在級年数が3年以上12年未満の者
- ・ 試験日：第1次試験 令和3年11月7日(日)
第2次試験 令和3年12月下旬以降

〈試験実施機関〉 人事委員会事務局

※ 試験の実施通知及び実施概要については、4月下旬に全庁周知します。

【総務局】被災自治体への職員派遣について

大規模災害が発生し、被災都道府県内だけでは対応が困難である場合、「**応急対策職員派遣制度**（旧 被災市区町村応援職員確保システム）」等により、被災市区町村への職員派遣による支援を実施します。

応急対策職員派遣制度（総務省）概要

①災害マネジメントの総括的な支援

被災自治体の長を支援する「総括支援チーム」

②災害対応業務の支援

避難所運営、罹災証明書交付・被害認定調査等

応援職員を派遣

被災自治体のニーズに応じて、庁内に応援職員派遣の協力を要請します。

令和元年房総半島台風 派遣実績

南房総市	総括支援チーム [7日間/延べ21名] 住家被害認定 [22日間/延べ128名]
館山市	災害廃棄物収集運搬 [5日間/延べ35名]

【財政局】 予算の執行について

- 令和3年度予算執行に関する運用方針を発出しました。
- 予算の執行に当たっては、新たな総合振興計画の計画初年度として、全ての事務事業について目標達成に向けて常に目標意識を持ち、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、計画的かつ効率的な予算執行に努めること
- 新型コロナウイルス感染症への対応については、市民の命や生活を守ることを最優先に、令和2年度に引き続き、国・県の動向等に十分留意し、機動的かつ弾力的な対応に努めること
- 全ての事業について、これまでの事業手法を前提とせず、公民連携手法の活用やDXの推進による業務効率化など、行政経費の節減に努めるとともに、常に費用対効果を検証し、事業の実施手法の見直しを図ること

【総務局】 地域防災計画の改定について

災害救助法に基づく救助実施市の指定や、令和元年東日本台風などの過去の災害の教訓の反映、国・県の計画との整合等を図るため、**地域防災計画を改定しました（令和3年4月1日施行）**。

～主な変更点～

医療救護所設置場所等の変更

- ・震度6弱以上かつ被災状況に応じて開設
- ・医療機関敷地内に設置（各区1~2箇所、最大11箇所を開設）

地震発生時の配備体制の変更

- ・準備体制の廃止
[県地域防災計画に合わせ、震度4の参集廃止]
- ・震度5弱⇒災害警戒本部の設置（協力部以外の全組織）
- ・震度5強以上⇒災害対策本部の設置（全組織）

受援チームの設置

- ・応援要請や受入れ等の受援業務を行う担当窓口（各部）とは別に、受援対応・調整を行う「受援チーム」の設置

【市民局】さいたま市犯罪被害者等支援条例を施行しました。

条例に基づく支援



日常生活支援

日常生活の安定のため、家事、育児等の支援を要する場合に、適切な福祉保健サービスが提供されるように支援します。



心理的外傷からの回復に向けた支援

心理的外傷を受けた方々が早期に回復できるように支援します。



居住支援

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった方へ必要な支援をします。



経済的負担の軽減

犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成等、必要な支援を実施します。



雇用の安定のための施策

雇用の安定のため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の皆様の理解が深められるように必要な施策を行います。

周りに犯罪被害に遭い、お悩みの方がいらっしゃいましたら「さいたま市犯罪被害者等相談専用ダイヤル」をご案内ください。

さいたま市犯罪被害者等相談専用ダイヤル

TEL ▶ 048-829-1213

◀ 受付時間 ▶ 8:30~17:15
(月~金 ※祝日・年末年始を除く。)


メールからのご相談もお受けしています。

Mail ▶ sogoteki-taiomadoguchi@city.saitama.lg.jp



【保健福祉局】 新型コロナウイルス ワクチン接種事業について

- 接種の対象者 : 16歳以上の市民 (約114万人)
- 接種回数 : 2回
- 接種順位 : ① 医療従事者 ② 高齢者(65歳以上)
③ 基礎疾患を有する者／高齢者施設等従業者 ④ ①～③以外
- 接種場所 : 市内医療機関及び集団接種会場(下表のとおり)

区	公共施設等	民間等施設
西区	西区役所	 ・イオン大宮西店(西区)
北区	北区役所・見沼グリーンセンター・産業振興会館	
大宮区	大宮区役所・生涯学習総合センター	
見沼区	見沼区役所	
中央区	中央区役所	
桜区	桜区役所	
浦和区	浦和区役所	
南区	南区役所・老人福祉センター武蔵浦和荘	
緑区	緑区役所・高等看護学院	
岩槻区	岩槻区役所	

次回 令和3年度
第2回行政会議

令和3年5月6日(木)
午前10時00分～

